

委員会活動

総務委員会

○委員会付託案件の審査

(9月7日開催)

付託案件

- かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)

審査内容

Q あじさい館は、現行が、本来の趣旨に基づいた管理の仕方ではないのか。効率的だから教育委員会が管理する、それが条例として本来あるべき姿なのかということについてはどのように判断するのか。

A 所管替えではないので、条例のおおもとの内容が変わるものではありません。所管そのものが教育委員会に移るということではなくて、あくまで、事務的に委任されて運営をするということです。

Q 条例の改正と教育委員会を移動することについては別の問題であるということか。

A 教育委員会の事務所の移転については、この条例の改正とは間接的には関係してくると思いますが、別の問題であるということでご理解いただければと思います。

なお、教育委員会と福祉部門での調整が整えば移動ということになると思いますが、10月1日に移動するということではないということです。

Q 瓦礫撤去費用、運搬費、置場の費用等について伺う。

A 全体で8千万円であり、瓦礫撤去で6036万9千円。瓦礫の運搬が1124万1985円。それと仮置場の管理委託ということで50万8450円です。また、今後、12月21日までの受け入分として約780万円を見込んでおります。

Q 瓦礫の撤去等について、受け入れるのは瓦だけか。

A 受け入れるのは瓦のみで、罹災証明を提示していただき受け入れております。受け入れ期間については、まだ処理しきれていないため、12月まで延長しました。

Q 災害対策事業の消耗品費で、ガソリン、灯油を購入するということだが、使用期限等を考慮した場合、購入して備蓄しておくことがよいのか、それともガソリンスタンド等との協定により優先的に購入できるようにしておくことが良いのか、その辺は検討したのか。

A ガソリンについては、防災用に購入する発電機に使用し、灯油については、暖房器具用ということで考えております。購入する燃料は1リットル入りの缶詰になっており、品質保証の期間は3年間です。

また、不足も想定されることから、石油業者と災害時の協定を1件、締結しました。

所管事務調査

- 市長公用車の運行等について

Q 市長の新盆回りのことで、8月13日は公用車を使ったとの新聞報道があったが、手元に配付された資料の市長公用車の行き先には土浦市とだけ記載されているのはなぜか。

A 土浦市へは市長公用車(プリウス)を使っていたのですが、市内については別の公用車を使ったためです。

○閉会中に行われた委員会

(8月10日開催)

調査内容

- 防災について
- 千代田庁舎の災害復旧について
- 行政組織の改革について
- 総務委員会の所管に関する事項について
- かすみがうら市消防団再編計画について
- 公用車の運行について
- 市長公用車の運行等について
- 入札制度について

(10月31日開催)

調査内容

- 行政組織の改革について
- 公用車の運行について
- 市長公用車の運行等について

文教厚生委員会

○委員会付託案件の審査

(9月7日開催)

付託案件

- かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)
- 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 教育予算の拡充を求める請願
- 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

審査内容

Q あじさい館の委託業務の補正予算について伺う。

A 本館内外業務については、当初予算で1273万3530円の予算でしたが、11月から受付を1名増にすること、123日分の、142万2千円を、今回計上したものです。

Q 地震災害の応急仮設住宅借上料の財源と、対象者について伺う。

A 県交付金で、平成23年度茨城県災害救助費繰替支弁費交付金が100%で入ってきます。また、今回の応急仮設住宅につきましては、茨城県と東北3県の方を対象として計上しています。

Q 補正予算が可決されれば、小学校と中学校に、放射線量測定器が購入されて活用されることになると思うが、その場合の発注は9月中にするのか考えを伺う。

A そのように考えておりますが、契約そのものは検査管財課のほうに依頼しますので、その契約が済み次第の発注となります。

Q 保育所には、放射線量測定器があるのか伺う。

A 保育所用は、現在ありません。総務課管理の測定器で週に1回測定しているのが現状です。

Q 後期高齢者医療連合納付金の療養給付費の精算金が、広域連合の確定で精算されると思うが、これは、どのくらい伸びたのか伺う。

A 平成22年度の予算額は、2億7539万665円でしたが、平成22年度の実績額は、2億8032万3040円になります。それを相殺しますと493万2375円の増となりまして、約1・8%伸びたこととなります。

所管事務調査

- 志筑小学校校庭の冠水状況について

○閉会中に行われた委員会

(8月25日開催)

審査内容

- 教育施設、文化施設、体育施設および福祉・保健施設に関する事項
- ・ さくら保育所の民営化について
- ・ 福祉部門(あじさい館)の教育委員会への事務委任について
- 国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項
- ・ 国保税改正に伴う中間報告と本算定の状況について
- 小学校教育及び中学校教育に関する事項
- ・ 高校への進学率について



▲民営化に向けた計画のある市立さくら保育所

産業建設委員会

○委員会付託案件の審査

(9月7日開催)

付託案件

- かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について
- 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)
- 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 請願書「ハッ場ダム等水源開発の検証検討について」

審査内容

Q 農業振興地域整備促進に係る整備計画について伺う。

A この整備計画は、農業の実態、あるいは農業が将来進むべき方向性等を進める計画です。

その中で、農振農用地区域の見直し、特に重要な事項になりますが、今回は、現況が道路である、また荒廃地になっているところをピックアップし、農振農用地区域で適正なのかどうかを判断していきます。

Q 「湖山の宝」巡り開発事業委託の委託先について伺う。

A 7月の広報紙で、市内の業者に案内をしたのですが、希望が無かったため、市外に業者の枠を広げ、指名参加願を出している業者、5社以上の入札による委託を予定しております。

Q 下水処理場の放射性汚泥仮置き業務委託について伺う。

A 管理委託業者のみでは、対応能力に欠けることから、市内の建設業協会に相談し、現在、単価契約で処理をしていただいております。



▲脱水汚泥の仮置き状況(新治地区農業集落排水処理施設)

Q 下水処理場の仮置きしている汚泥は、今後どうするのか。

A 8月に入りまして、国から、製品にしたときに400ベクレル以下という一定の基準が示されました。

田伏の特定環境保全公共下水道排水処理施設については、現在基準内のため、従前の受け入れ業者に引き続きお願いします。

農業集落排水処理施設については、従前の受け入れ業者で堆肥とした場合には、施設の汚泥が80ベクレル以下でないと400ベクレル以下にならないことから、市内8箇所ある処理施設で志筑地区の処理施設だけが現在該当となり、受け入れの協議がまとまりました。

それ以外の施設については、今後、他のリサイクル会社等とも交渉していく考えです。

○閉会中に行われた委員会

(10月31日開催)

審査内容

- 環境衛生及び公害に関する事項
- ・放射能関係について